

別表2 補助対象になる場合の確認書類の例

			確認書類の例	
家屋新築等 (ア・イ)	岡山市外		住民票	
	岡山市内	現住所と異なる場所に設置	A ・集合住宅または戸建て賃貸住宅 ・親族等の家に同居している者が分家独立する場合	集合住宅：賃貸借契約書の写し等 (滞納無証明書又は住民票を添付し、集合住宅であることが確認できる場合は不要) 戸建て賃貸住宅：賃貸借契約書の写し等 分家独立：同居する世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)及び誰が分家独立するかを記載した理由書
			B 下水道(農業集落排水施設を含む)接続済の住宅	その住所の水道の検針票「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し または水道局発行の「岡山市水道料金等収納状況のお知らせ」
			C 汲取便槽・単独処理浄化槽の住宅	汲取便槽：その住所のし尿汲取料金の請求書または領収書の写し 単独処理浄化槽：その住所の浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写し
		E 現住所に設置	・家屋新築場所に予め住民票を異動している場合は、異動前後の住所が記載された住民票及びその理由書 ・異動前の住所に対し、上欄に記載の確認書類を添付	
改造・増築等 (エ)	汲取便槽または単独処理浄化槽家屋の改造・増築・改築・建替に伴う設置		汲取便槽：便槽の撤去前写真(改築・建替の場合は、し尿汲取料金の請求書または領収書の写し) 単独処理浄化槽：撤去前写真及び浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写し(改築・建替の場合は、浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写し) 改築・建替により設置する場合は、建物登記事項証明書又は売買契約書等その改築・建替前の建物の存在が確認できる書類(改築・建替により設置することを確認するため。し尿汲取料金の請求書または浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写しの名義等により確認できる場合を除く。)	
自然災害によるり災を原因とする設置・更新			り災証明書の写し	

※ 本表の例によらない添付書類でも、既存の汚水処理未普及解消につながる浄化槽の設置であることが確認できれば補助対象にすることができるものとする

※ 主たる生活の本拠ではない自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする場合は上記「汲取便槽または単独処理浄化槽家屋の改造・増築・改築・建替に伴う設置」の書類に加えて以下の確認書類が必要

- 1 現に居住している場合
 - (1) その物件に居住していることが確認できる書類(使用実績のある公共料金の請求書または領収書の写し等)
 - (2) 居住することの誓約書
- 2 これから居住する場合
 - (1) 売買契約書等その建物の所有が確認できる書類
 - (2) 居住することの誓約書